

名古屋市告示第481号

名古屋都市計画風致地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画風致地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 7年 9月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

勅使池風致地区

名古屋市緑区大清水二丁目、大清水三丁目、大清水東、鏡田、鶴が沢三丁目、徳重三丁目、鳴海町字大清水、字鏡田、字笹塚、字水広下、字諸ノ木及び字横吹、水広一丁目、水広二丁目、水広三丁目、諸の木一丁目、諸の木二丁目並びに諸の木三丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課